

第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

令和8年5月1日

(目的)

第1条 この要領は、志摩市が発注する第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加業者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組み体制等に関する提案書類等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した受託候補者を決定する方式をいう。

(手続き開始の公告)

第3条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加業者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1) 第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）

(2) その他必要と認める事項

2 前項に規定する公告は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 志摩市ホームページ

(2) 志摩市市民生活部人権市民協働課窓口での閲覧

(募集要項)

第4条 前条第1項第1号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目	主な内容
1 業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、業務場所、履行期間
2 見積限度額	見積限度額
3 実施型式	公募型プロポーザル方式
4 参加資格要件	必要な参加資格
5 参加申込・資格審査	参加申込書の提出方法、受付期間、審査結果
6 提案書類の作成・提出方法	提案書類の提出方法、受付期間及び注意事項
7 審査方法・審査内容	審査の対象者、審査の方法、評価項目・配点
8 質問及び回答	質問方法、回答方法

9	契約手続き等	受託候補者等の決定、結果通知
10	書類提出先・問合せ先	担当部署、連絡先
11	その他	審査結果等の公表の取扱、必要経費の負担、辞退の取扱
12	日程	公告から契約締結までのスケジュール（予定）

（失格基準）

第5条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格要件を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず書類が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに書類が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

（参加申込書の提出等）

第6条 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加申込書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 参加申込書の提出方法、提出場所及び受付期間は募集要項に明示する。
- 3 参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

（参加辞退）

第7条 前条により本業務の参加申込みを行った者は、提案書類の受付期限までは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、辞退届（様式第3号）を志摩市市民生活部人権市民協働課へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（受託候補者の決定）

第8条 第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託公募型プロポーザル方式選定委員会（以下「委員会」という。）は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング等を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

- 2 市長は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに提案者全員にプロポーザル審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して7日

(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。

- 4 市長は、受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答しなければならない。

(審査結果の公表)

第9条 市長は、前条による審査結果について、速やかに志摩市ホームページにて、次の内容を公表するものとする。

- ・受託候補者の商号又は名称
- ・受託候補者の総得点

(随意契約の締結)

第10条 第8条第1項により決定された受託候補者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

- 2 第8条第1項により決定された受託候補者について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。ただし、次点者が審査要項に定める得点要件を満たさない場合を除く。
- 3 前項の規定は、次点者が、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなった場合における当該者の次点者以降の者について準用する。

(留意事項)

第11条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加申込書、提案書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた書類に虚偽の記載を行った者は、志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成20年志摩市告示第34号)に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降の参加申込書、提案書類及び参考見積書(以下「提出書類」という。)の差し替え、引き換えは原則として認めない(ただし、提案書類の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。)
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項については、委員会において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。